

粗大ごみの収集は

1. 収集日 年2回（5～6月及び11～12月）

収 集 日

年 2 回

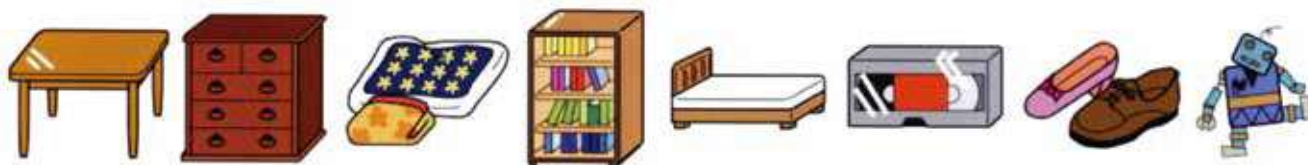
5～6月

11～12月

区・自治会等单位での収集となっています。
くわしくは生活環境課までお問い合わせください。
出す場合は、市が申し込み時に配布するシールを
貼って出してください。

2. 対象品目

①可燃系粗大ごみ（家具類、布団類、靴類、プラスチック製のおもちゃなど）



②不燃系粗大ごみ（家電製品（出来るだけ小型家電で出してください）、その他大型の金属類など）



3. 出す時のマナー

①小物類などまとめられるものは、
可燃・不燃に分けて、それぞれ透
明の袋に入れて出してください。



②石油ストーブなど爆発性・引火性の
ある燃料が入っているものは、必ず
空の状態にして出してください。



4. 粗大ごみで収集できないもの

- ① 家電リサイクル法対象品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機）・・・13ページ参照
- ② 自動二輪車及び自動車（タイヤなど部品類も含みます）・・・販売店にご相談ください
- ③ 消火器、バッテリー・・・13ページ参照
- ④ 農機具、畦シート、ハウス用ビニールなど・・・13ページ参照
- ⑤ がれき類（建築廃材、コンクリート、アスファルト、瓦、スレート、ブロック類）・・・13ページ参照
- ⑥ 動力ミシン、太陽熱温水器、電動三輪車・・・クリーンセンターへ直接持ち込み
- ⑦ 塗料、廃油、薬品、ピアノ・・・販売店にご相談ください
- ⑧ その他・・・生活環境課またはクリーンセンターにご相談ください

5. 出すときにまもってください

- ① 市の粗大ごみ収集事業で出すときは、事前に区・自治会等の単位での申し込みが必要です。また、その時点で配布するシールを必ず貼ってください。
- ② 粗大ごみで収集できないごみは、出さないようにしてください。出された場合は、地域の代表者や周辺の皆さんの迷惑となります。
- ③ 臨時で出た粗大ごみは、収集していません。クリーンセンターに直接持ち込んでください。その場合、引き取れないごみや受付していない曜日及び時間帯がありますので、事前に生活環境課またはクリーンセンターにご相談ください。

6. できることから始めよう ごみの減量化、再資源化を！

- ① 家電や家具は古くなったからといって簡単にすてないで、使える間は使いましょう。
- ② 不要になったときは、すぐにすてるのではなく、リサイクルショップ等に引き取ってもらえないか一度問い合わせてみましょう。
- ③ 故障したからといって、すぐに買い換えるのではなく、修理した場合はどうかを考えてから判断しましょう。

7. よくあるQ & A

Q 1 可燃系と不燃系に分ける場合、両方の素材でできているときはどうすればよいのですか？

A 1 プラスチックや木など燃える材質の割合が多い場合は、可燃系粗大ごみで、金属部分など不燃性の材質が多い場合は不燃系粗大ごみで出してください。

Q 2 粗大ごみで、市が収集するものと収集しないものがあるのはどうしてですか？

A 2 危険等の理由で収集運搬に支障をきたすためです。

Q 3 市が収集しないものを処分したいときは、どうすればよいのですか？

A 3 法律で処理の方法が決まっていたり、メーカーで対応している場合があります。詳しくは 13ページ以降 をご覧ください。産業廃棄物の場合は、産業廃棄物処理業者に直接お問い合わせください。

Q 4 公園の清掃活動で出た剪定木や雑草はどうすればよいのですか？

A 4 市管理の公園は、都市計画課にお問い合わせください。その他区・自治会等の清掃で出た剪定木や雑草は、生活環境課にご相談ください。

Q 5 粗大ごみで収集できないごみでも、直接クリーンセンターに持ち込めば引き取っていただけますか？

A 5 ごみの種類によっては、引き取れないごみがありますので、不明な場合は事前に生活環境課またはクリーンセンターにご相談ください。

Q 6 直接、クリーンセンターに持ち込んでも引き取っていただけない場合は、どのように処理すればよいのですか？

A 6 市では、年2回の粗大ごみ収集終了後、適正処理困難廃棄物を回収する機会を設けています。その際、事前に市の広報紙でお知らせしますので、その時点で、生活環境課にご確認ください。

Q 7 オルガンやエレクトーン、ピアノは収集できますか？

A 7 オルガンやエレクトーンはクリーンセンターへ直接持ち込んでください。ピアノは引き取ることができませんので、販売業者等にお問い合わせください。